

北薩地域森林計画変更計画書

(北薩森林計画区)



令和5年12月三次変更

鹿 児 島 県

北薩地域森林計画

計 画 期 間

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 1 2 年 3 月 3 1 日

令和 元年 1 2 月 樹 立

令和 3 年 1 2 月 一 次 変 更

令和 4 年 1 2 月 二 次 変 更

令和 5 年 1 2 月 三 次 変 更

目 次

変更の理由	1
Ⅱ 計画事項		
第3 森林の整備に関する事項		
2 造林に関する事項		
(1) 人工造林に関する指針	2

【変更の理由】

森林法第5条第1項に基づき策定した地域森林計画の一部を，同法第5条第5項に基づき次のとおり変更する。

なお，変更した地域森林計画は，変更計画の決定後ただちに効力を生ずるものとする。

変更の理由及び内容

- 1 鹿児島県育林技術指針が改正されたことに伴い，「人工造林の植栽本数に関する指針」を変更した。

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数に関する指針

植栽本数は、既往の植栽本数及び施業の省力化の観点から、表Ⅱ-5-2を目安として市町村森林整備計画に定めるものとする。

表Ⅱ-5-2 主要樹種ごとの植栽本数 単位：本/ha

樹 種	植 栽 本 数
スギ・ヒノキ	1,500～3,000
クヌギ	2,000～4,000

(注) 低密度(1,500本/ha)植栽の実施に当たっては、林冠の閉鎖が遅れ梢殺(ウラゴケ)の増加が懸念されることなどから、「鹿児島県育林技術指針(林務水産部 令和5年7月一部改正)」の留意事項を参照するものとする。